

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成二十二年七月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款変更の内容	申請の日
特定非営利活動法人見守りふれあいセンター	永井 健三	広島県福山市南蔵王町六丁目一七番八号	この法人は、高齢者や在宅介護者などに対して、電話回線を用いた専用の通信機器によって、緊急通報時には直ちに地域協力者・民生委員等に連絡を取り、状況に応じて必要な処置をとる緊急対応及び生活支援事業のほか、介護保険の法第十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センター運営事業を行って、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定を図るとともに、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的の変更</li> <li>・事業の変更</li> </ul>	平成二十二年六月二二日
特定非営利活動法人広島西部腎臓	畑 裕美子	広島県広島市安佐北区落合一丁目二〇番一―一二号	この法人は、地域の障害者に対し、生活支援サービスに関する事業を行い、住み慣れた地域で生活する地域密着型福祉社会の建設に寄与することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の追加</li> <li>・総会の定足数の変更</li> </ul>	平成二十二年六月二四日
	倉恒 正利	広島県廿日市市地御前一丁目三番	この法人は、広く慢性腎臓病患者および膠原病患者に	字句の訂正	平成二十二年六月二八日

病  
膠  
原  
病  
ク  
ネ  
ッ  
ト  
ワ  
ー

三  
号

対する治療の普及  
と治療のための研  
究を行い、地域住  
民の生活の質と福  
祉の向上に貢献  
し、もって公益の  
増進に寄与するこ  
とを目的とする。